

用語の解説

1 労働・就業の状態

労働力状態

調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。

労働力人口・・・・・・就業者及び完全失業者

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次にいう「休業者」に該当する場合は就業者としています。

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

主に仕事

主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者

- ① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- ② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者

非労働力人口・・・・・・調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者

家事・・・・・・自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学・・・・・・主に通学していた場合

その他・・・・・・上記のどの区分にも当てはまらない場合（例えば、乳幼児のほか、高齢、病気などで少しも仕事をしなかった者）

労働力状態「不詳」・・・・未回答により労働力状態が判断できない場合

《注意点》

「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれますが、幼稚園、保育園（保育所）又は認定こども園は含まれません。

労働力率

15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいいます。

$$\text{労働力率（\%）} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）}} \times 100$$

従業上の地位

就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分しています。

雇用者・・・・・・・・・・社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他

就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員・・・・・・・・・・会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主・・・・・・・・個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主・・・・・・・・個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者・・・・・・・・農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者・・・・・・・・家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

従業上の地位「不詳」・・未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

産 業

就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

令和2年国勢調査に用いている産業分類は、平成25（2013）年10月に改定された日本標準産業分類を基に再編成したもので、大分類20項目、中分類82項目、小分類253項目となっています。

《注意点》

- ① 仕事をしている事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしている事業所の事業の種類によっています。
- ② 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

職 業

就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合、その人が主に従事した仕事の種類によります。

令和2年国勢調査に用いている職業分類は、平成21（2009）年12月に統計基準が設定された日本標準職業分類を基に再編成したもので、大分類12項目、中分類57項目、小分類232項目となっています。

2 世帯・家族の属性

世帯の種類

次のとおり、「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒
学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
 - (2) 病院・療養所の入院者
病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり
 - (3) 社会施設の入所者
老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
 - (4) 自衛隊営舎内居住者
自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
 - (5) 矯正施設の入所者
刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
 - (6) その他
定まった居住を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など
- なお、世帯の単位は、(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人としています。

世帯主

収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によります。

世帯人員

世帯を構成する人（世帯員）の数をいいます。

世帯の家族類型

一般世帯について、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分しています。

親族のみの世帯・・・二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

- 非親族を含む世帯**・・・二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
- 単独世帯**・・・・・・世帯人員が一人の世帯
- 不詳**・・・・・・世帯の家族類型が判定できない世帯

世帯の経済構成

一般世帯について世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業により分類しているものであり、以下のとおり区分しています。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者としています。また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」を含み、「雇用者」には「役員」を含みます。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していません。

- 農林漁業就業者世帯**・・・・・・世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯
 - 農林漁業・業主世帯**・・・・・・世帯の主な就業者が農林漁業の業主
 - 農林漁業・雇用者世帯**・・・・・・世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
 - 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯**・・・世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯
 - 農林漁業・業主混合世帯**・・・・・・世帯の主な就業者が農林漁業の業主
 - 農林漁業・雇用者混合世帯**・・・・・・世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
 - 非農林漁業・業主混合世帯**・・・・・・世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
 - 非農林漁業・雇用者混合世帯**・・・・・・世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者
 - 非農林漁業就業者世帯**・・・・・・世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯
 - 非農林漁業・業主世帯**
 - 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいない世帯
 - 非農林漁業・雇用者世帯**
 - 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいない世帯
 - 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）**
 - 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいる世帯
 - 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）**
 - 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいる世帯
 - 非就業者世帯**・・・・・・親族に就業者のいない世帯（親族全員が労働力状態「不詳」の世帯を含む）
 - 分類不能の世帯**・・・・・・上記に分類されない世帯

《注意点》

本文類においては、労働力状態「不詳」の世帯員を「非就業者」として取り扱っています。